

オサムインク 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 8月 1日～令和 4年 7月 31日までの 2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 2年 8月～ 法にもとづく諸制度の調査
- 令和 2年 10月～ 制度に関する資料を社員に配布

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 3年 5月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 3年 6月～ 取得促進のためミーティングを行う